

別表（第9条関係）

養育医療費徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の額のみ の課税世帯	5,400円	540円
D 1	A階層、B階層及 びC階層を除き、 当該年度分の市 町村民税の課税 世帯であって、 その市町村民税 の所得割の額の 区分が次の区分 に該当するもの	15,000円以下	790円
D 2		15,001円以上21,000円以下	1,080円
D 3		21,001円以上51,000円以下	1,620円
D 4		51,001円以上87,000円以下	2,240円
D 5		87,001円以上171,300円以下	3,480円
D 6		171,301円以上252,100円以下	4,940円
D 7		252,101円以上342,100円以下	6,500円
D 8		342,101円以上450,100円以下	8,240円
D 9		450,101円以上579,000円以下	10,200円
D10		579,001円以上700,900円以下	12,340円
D11		700,901円以上849,000円以下	14,700円
D12		849,001円以上1,041,000円以下	17,250円
D13		1,041,001円以上1,222,500円以下	19,990円
D14		1,222,501円以上1,423,500円以下	22,940円
D15		1,423,501円以上	全額 左の徴収基準月額の 10%。ただし、その額 が26,300円に満たない 場合は26,300円